

## カトリック大和八木教会小教区評議会規約

### 第1条 名称

この会は「カトリック大和八木教会小教区評議会」と称する。以下、評議会と略す。

### 第2条 目的

評議会は、小教区がカトリックの普遍教会及び京都司教区の考え方と方針に一致したビジョンを持ち福音宣教する共同体にするために設置する。

### 第3条 主宰

評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合により、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

### 第4条 構成

評議会の評議員は、次の者によって構成する。

信徒の代表として選出された役員4名、各部会の代表者1名。

評議会が認めるその他の任意団体などの代表者。

### 第5条 会議

①評議会は、ブロック担当司祭団の諮問機関として定期的を開催する。

②評議会は2カ月に1回開催し、主宰者の判断により臨時に開催できる。

#### 2) 司会

①評議会の司会・進行役は役員があたる。

#### 3) 書記

①書記は審議事項を確実に記録し、役員に提出する。

### 第6条 審議事項、

①宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成、およびその方針に基づく年間行事の決定。

②司祭団が諮問する事項。

③奈良ブロック協議会からの審議事項と提案事項

④部会、委員会、地区会などのグループもしくは個人からの提案事項。

⑤小教区の予算、実施、決算の承認、及び予算外の支出の承認。

⑥小教区の運営全般に関する事項。

⑦共通部会(教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部)以外の部会の設置・改変及び活動に関する事項。

⑧「小教区評議会規約」の変更。

⑨その他の重要事項。

## 2) 審議事項の提出一

審議事項は、会議が開催される1週間前に役員に提出する。

## 3) 審議決定と承認

- ①出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして結論を出す、決定事項はブロック担当司祭団の承認を経て実行する。
- ②書記は評決に参加しない。
- ③評決は多数決とする。
- ④書記は議事録を作成し、役員はこれを承認して司祭団に提出する。議事録に無い事項は無効であり、次回以降の審議扱いとする。

## 第7条 役員

- ①役員は教会運営に奉仕する信徒の代表者である。
- ②定数は4名とし、毎年半数を改選する。
- ③役員の任期は2年とする。ただし、引き続いての再任は1期に限る。
- ④任期の途中に交代するときは、前任者の残りの期間とする。
- ⑤選挙権及び被選挙権は、小教区に在籍する20歳以上の信徒が有する。
- ⑥選出は、司祭団・信徒で共に行うことを基本とし、立候補・推薦による選挙によって選出し、ブロック担当司祭団が任命する。
- ⑦選出にあたっては、選挙管理委員会を設置する。
- ⑧役員は部会の代表を兼ねることはできない。

## 2) 役員の任務

- ①役員は、ブロック担当司祭団と共に、小教区における共同宣教司牧のチームとなって、小教区全体の運営について調整する。
- ②評議会の会議の準備と議事運営をする。
- ③小教区の代表として「奈良ブロック協議会」に派遣される。

## 第8条 部会

- 1) 評議会で決定された方針に従って、信徒全員がいずれかの部会に加入し、活動する執行機関として、「教育部」「典礼部」「広報部」「施設管理部」「財務部」「社会活動部」を設置する。
- 2) 1名ないし2名の代表者を選出し、部会をまとめる。
- 3) 代表者の任期は1年とし、再任することができる。
- 4) 代表者1名を「評議員」として「評議会」に派遣する。
- 5) 各部会の分掌事項は別に定めて公示する。
- 6) 尚、財務部員に関しては業務の性格上、担当司祭団と役員が協議し、担当司祭団が任命するものとする。

## 第9条 任意団体

第8条の「部会」とは性格を異にした「任意の団体」を設けることができる。

第10条 小教区総会

- 1) 「小教区評議会」で決定され、司祭団によって承認された事項についての信徒への周知及び信徒が小教区運営について自由に意見を述べることのできる機会として、信徒全員が参加する大和八木教会小教区総会を行う。
- 2) 「小教区総会」は、ブロック担当司祭団が招集する。
- 3) 開催は年1回とするが、必要に応じて開催ができる。

第11条 個人情報の管理

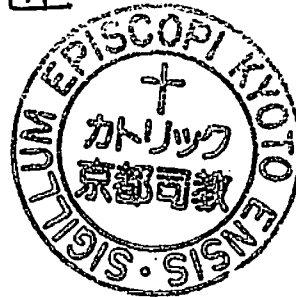
台帳管理、維持費、献金取扱者は、個人情報の散乱に留意し、完全な守秘義務を負う。

第12条 会計監査を司祭団の指名により複数名を置く。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効2008年1月1日  
本規約改正の教区司教の認可 2014年11月19日 発効 2015年1月1日

+ハウロ大場喜直



カトリック大和八木小教区評議会規約変更条文新旧対照表 2014. 11. 12

条	現行	条	改定
4条	追加	4条	<u>評議会が認めるその他の任意団体などの代表者。</u>
5条	② 評議会は毎月1回開催し、主宰者の判断により臨時に開催できる。	5条	② 評議会は2カ月に1回開催し、主宰者の判断により臨時に開催できる。
6条	③奈良南部ブロック会議及び奈良地区協議会からの審議事項と提案事項。 ⑦部会の設置・改変及び活動に関する事項。	6条	③奈良ブロック協議会からの審議事項と提案事項。 ⑦共通部会(教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部)以外の部会の設置・改変及び活動に関する事項。
7条	2) 役員の任務 ③小教区の代表として「ブロック会議」や「地区協議会」に派遣される。	7条	2) 役員の任務 ③小教区の代表として「奈良ブロック協議会」に派遣される。
8条	追加	8条	<u>6) 尚、財務部員に関しては業務の性格上、担当司祭団と役員が協議し、担当司祭団が任命するものとする。</u>
9条	その他の部会 1) 部会以外に、必要に応じて部会を設けることができる。 2) 代表者を評議会に派遣することができる。	9条	削除
10条	任意団体 1) 第8条、第9条の「部会」とは性格を異にした「任意の団体」を設けることができる。 2) 代表者を評議会に派遣することができる。	9条	任意団体 第8条の「部会」とは性格を異にした「任意の団体」を設けることができる。
11条		10条	
12条	個人情報の管理 1) 個人情報の散乱に留意し、完全な守秘義務を負う。 2) 台帳管理、維持費、献金取扱者は業務の性質上、担当者を公募せず、 司祭団は役員に意見を求め、司祭団が指名する。	11条	個人情報の管理 台帳管理、維持費、献金取扱者は、個人情報の散乱に留意し、完全な守秘義務を負う。
13条		12条	
付記	追加	付記	本規約改正の教区司教の認可 年 月 日 発効 2015年1月1日